

記 者 提 供 資 料
2021 年(令和 3 年) 9 月 6 日
こども局明石こどもセンター こども通学・面会等支援課 (078)918-5729 担当：瀧

**明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会こどもの権利擁護部会
(こどものための第三者委員会) の取組状況**

本年 4 月 20 日より運用を開始した一時保護されたこどもの権利を守る取組状況につきまして、ご報告いたします。

1 取組概要

(1) 一時保護児童との面会

明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会こどもの権利擁護部会(こどものための第三者委員会)委員(以下「第三者委員」)が、一時保護児童に面会し、一時保護児童の気持ちを聞き、委員意見と併せて明石こどもセンターへ通知する。

(2) 調査及び意見通知

第三者委員が、一時保護児童や保護者等からの申出により、一時保護の継続等に関して調査を行い、第三者委員会としての意見を明石こどもセンターへ通知する。

2 組織

(1) 委員数 6 名(男性 4 名、女性 2 名)

(法曹実務者(弁護士、元裁判官)、専門有識者(児相所長経験者等)各 3 名)

(2) 事務局 一般財団法人あかしこども財団へ事務局業務を委託

3 運用状況(2021 年 4 月 20 日～8 月 31 日)

(1) 一時保護児童との面会 面会回数：23 回

(2) 調査及び意見通知 調査申出：1 件 ※調査中に家庭復帰、調査終結

4 運用効果等

- ・一時保護後、速やかに(概ね 2 日以内)一時保護児童と第三者委員が面会できている。
- ・一時保護児童にとっては、自己の意見を表明する機会及びルートが保証、確立される。
- ・児童相談所にとっては、多角的に一時保護児童の気持ちや意向を確認することで、より児童に寄り添った支援策の検討を行うことができる。